

東京都立日野台高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」は一定の人間関係の中で発生する、特定の生徒に対する心理的・物理的苦痛の付与であり、どこにでも、誰にでも起こりうる問題である。
- (2) 「いじめ」があったか否かの判断は、被害生徒の意識・立場に立って行われなければならない。
- (3) 「いじめ」は重大な人権侵害・差別問題であり、絶対に許さないという信念の下、被害者の徹底的な救済を図るとともに、加害者側に対しては社会生活を送る上で大切な姿勢や考え方を身につけさせる機会とする姿勢で臨まなければならない。
- (4) そのため、関連機関との連携を図りながら「いじめ」の未然防止、早期発見及び解決に向けて学校組織の総力を挙げて取り組むことが重要である。

2 学校及び教職員の責務

本校及び、本校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校の生徒がいじめを受けていると思われる場合は適正かつ迅速に対処する責任を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

イ 所掌事項

- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- 校内研修の計画・実施
- 未然防止、早期発見・対応、重大事態への対処に関する諸活動
- 「学校サポートチーム」その他関係機関との折衝、連携活動

ウ 会議

委員会は定例会議を実施し、本校におけるいじめ問題の現状把握に努めなければならない。

エ 委員構成

委員会は校長とし、副校長、生活指導部、担任をもってその構成員とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題の複雑化・多様化にともない、学校だけでは対処できない事態に対応するため、学校外部の構成員からなる「学校サポートチーム」の設置を要請する。

イ 所掌事項

- 本校生徒の学外における問題行動等の情報提供
- 学校と関連機関との仲介業務
- 地域における本校生徒の見守り
- 本校並びに本校教職員に対する助言・勧告

ウ 会議

学校サポートチームは、上記目的を達成するため、学期に1回を目途として定例会議を実施する。

エ 委員構成

委員は日野市教育委員会参事、日野市内の小・中学校・大学の校長・教員、地域代表、同窓会長、PTA会長等に委嘱する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア コミュニケーション能力の育成

○学校行事や部活動を通じて、適切な役割分担をはかることによって適切に他者と関わり合う姿勢を養う。

イ 他者を尊重し認め合う校風づくり

○学級活動や学校行事を通して、集団の一員としての自覚や責任感を育成する。

ウ 生徒会活動などの自主的活動の援助

- 「いじめ問題」に生徒会などの自治組織がどう関われるか検討する。
- ・毎年生徒会の目標などで、いじめ問題をどうとらえるか考えさせる。
- ・教員の委員会と生徒会などの話し合いの場を設定する。

(2) 早期発見のための取組

ア アンケートの実施

- 年3回以上、聞き取り調査を全校生徒を対象に実施する。
- 生徒からの情報を吸収できる信頼関係の構築に努める。
- 常時情報の収集に全教員が努める。

イ スクールカウンセラーによる面接の実施。

- 春の健康診断時に適切な形で実施する。

ウ 校内巡視の実施

- 全教員が随時校内を巡視し、常時情報収集に努める。

エ 「いじめ発見のチェックシート」の利用

- 定期的に全生徒を対象とした「いじめ発見チェックシート」の記入を実施する。

(3) 早期対応のための取組

ア 場当たり的でなく、学校全体で対応方針を共有する。その際、日野台いじめ対策委員会を核とした役割分担を明確にして対応する。

イ 被害生徒の安全の確保のために状況をきめ細かく把握する。そのため、学校の活動全体を通じてさまざまな時間帯で教員が声掛けなど対応して情報を収集し集約する。また、被害生徒・報告した生徒の安全確保のため登下校時の付き添いなどにも配慮する。

ウ 加害生徒に対しては日野台いじめ対策委員会を中心に組織的・継続的に指導、観察を徹底する。また必要な措置を適切に実施する。

エ 「いじめ防止カード」などを適切に利用し、HRや集会を通じて生徒全体にいじめを目撃したときの対応などについて働きかける。

オ 教育委員会への報告とその支援を仰ぎ、学校サポートチームを通じて警察や児童相談所等と情報を共有するとともに対応策を協議する。また、保護者会を開催するなどして保護者に情報を提供し、PTAや地域人材の協力を仰ぐ。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒に対して複数の教員によるマンツーマンによる保護を確実にを行う。また、スクールカウンセラーや担任による面接、家庭訪問を通じた本人・家庭状況の把握を行い、事後指導に関する方針を明確化して保護者との共通理解を図る。

イ 加害生徒に対しては、懲戒や出席停止など適切な処置を講じるとともに、別室で学習活動を行わせるなど、適切で効果的な指導を継続する。

ウ 教育委員会への報告と連携を図るとともに関係諸機関との連携を密に行う。

エ 保護者や地域との連携を強化し、緊急保護者会を開いて情報を開示し、学校の基本姿勢の理解と協力を要請する。

5 教職員研修計画

(1) 年2回以上の研修を行う。

(2) いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」から、適切な課題について選択して、年度当初及び、年間の授業計画に合わせて適切な時期に実施視する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会等に際して、学校の姿勢や方針を伝え、学校いじめ対策委員会等に情報の提供を呼びかける。

(2) どのような協力関係が構築できるか、常時検討を進める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会において、いじめ問題における本校の課題等について継続的に審議検討する。

(2) 近隣の警察と常時連携をはかり、近隣からの情報収集に努める。

(3) 時宜に即して、近隣の方にアンケートを依頼する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止に関する学校の対応に関してアンケートを実施する。

(2) 学校評価の結果を受けて、常時本基本計画の改善に努める。